

## AM&T CHINA LEGAL UPDATE

### CONTENTS

#### I 中国相談室

多国籍企業グループの人民元クロスボーダープーリング、經常項目集中決済の全国展開について

北京オフィス顧問 李 加弟

#### II 中国法令アップデート

- 中国人民銀行による多国籍企業グループが実施するクロスボーダー人民元資金集中運営業務に関する事項についての通知
- 中国人民銀行、中国証券監督管理委員会による上海及び香港株式市場における取引の相互連絡・流通制度試行に関する問題についての通知
- 中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁規則

#### III 満腹中国

北京っ子の証明 庶民から乾隆帝まで-「豆汁」(ドウジャー)-

弁護士 横井 傑

## I 中国相談室

北京オフィス顧問 李 加弟

Q: 多国籍企業グループの人民元のクロスボーダープーリング、経常項目集中決済が全国的に認められるようになったと聞きましたが、どのようなことなのでしょう。

A:

### 1. はじめに

中国人民銀行は、2014年11月1日付で「多国籍企業グループによるクロスボーダー人民元資金集中運營業務展開の関連事項の通達」(以下「324号通達」という)を公布しました。従来は、中国国内のグループ企業間での人民元資金のプーリングを実施している場合、このスキームを使用することで(国内銀行に人民元資金の国外貸付を申請することで)、国内の人民元資金を国外のグループ企業に対して融通するという方法が採られていました。この324号通達が公布されてことで、今後は多国籍企業グループ内の双方向のクロスボーダー人民元のプーリングを行うことが可能となりました。具体的には、多国籍企業グループの国内外のメンバー企業は、中国国内の決済銀行の人民元プーリングを通じて人民元余剰資金を、国境を越えて相互に融通し合うことが可能となりました。そのため、これまで当局の金融規制により実現できなかった多国籍企業グループの人民元資金の効率的な運用を可能とする重要な制度といえます。

なお、中国(上海)自由貿易試験区において、「中国人民銀行上海本部による中国(上海)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通達」(以下「自貿区22号通達」という)に基づき、先行してクロスボーダー双方向人民元プーリングやクロスボーダー人民元集中決済が認められていましたが、324号通達はこれらの業務を全国的に拡大するものともいえます。

### 2. 「多国籍企業グループ」とは

324号通達における「多国籍企業グループ」とは、「資本関係があり、国内外の親会社、子会社、持分会社およびその他のメンバー企業が共同で構成する企業連合体」を指します。親会社およびその持分51%以上の子会社、親会社・持分51%以上の子会社が単独若しくは共同で20%以上の持分を保有する会社、または持分が20%に満たないが最大株主となる会社を含むとされています。

### 3. 324号通達の「クロスボーダー人民元資金集中運營業務」の内容

324号通達の「クロスボーダー人民元資金集中運營業務」には、主として「クロスボーダー双方向人民元プーリング業務」と「経常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務」が含まれます。前者は、多国籍企業グループが国内外の非金融メンバー企業間で展開するクロスボーダー人民元資金の過不足調整および集中業務を指します。後者は、多国籍企業グループが国内外のメンバー企業の経常項目におけるクロスボーダーの人民元受取・支払代金について集中処理を行う業務を指します。

#### 4. 「国内外メンバー企業」の条件および「クロスボーダー双方向人民元プーリング業務」に参加できる国内外のメンバー企業の条件

324号通達においては、「国内外のメンバー企業」に該当するための条件が課せられています。「クロスボーダー双方向人民元プーリング業務」に参加する国内外のメンバー企業に対しては、更に営業収入面での条件も付加されています。具体的な条件は、以下の表をご参照ください。

324号通達における国内外のメンバー企業の条件		クロスボーダー双方向人民元プーリング業務	
国内メンバー企業	国外メンバー企業	国内メンバー企業	国外メンバー企業
経営期間が3年以上	国外(香港、マカオおよび台湾地区を含む)で経営期間が3年以上	前年度の営業収入合計金額が50億人民元を下回らない	前年度の営業収入合計金額が10億人民元を下回らない
地方政府融資プラットフォーム、不動産業界に属さない			
「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト」に組み入れられていない			

#### 5. 「クロスボーダー双方向人民元プーリング業務」に関する主な規制

##### (1) 幹事企業

多国籍企業グループは、中国国内で法に基づき設立された、独立法人格を有するメンバー企業(財務公司も可能)を指定して、クロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開する幹事企業とします。

##### (2) クロスボーダー双方向人民元プーリングの数

多国籍企業グループは、原則として国内にクロスボーダー双方向人民元プーリングを1つだけ設置することが認められます。例外的に複数の資金プールを設置する必要がある場合、人民銀行総行に届け出なければならないとされており、複数設置できる可能性も残されています。

##### (3) 決済銀行の選定および所在地の人民銀行への届出等

幹事企業は、その登録地において、銀行1行を選択してクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の決済銀行とします。324号通達においては、クロスボーダー双方向人民元プーリングの導入を希望する企業は、決済銀行を通じて所在地の人民銀行に届出を行うことが要求されています。

幹事企業は、「人民元銀行決済口座管理弁法」(中国人民銀行令[2003]第5号発布)等の銀行決済口座管理規定に基づき人民元専用預金口座の開設を申請し、専らクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の取扱に用いる必要があります。

##### (4) 資金移動限度額の制限

人民銀行は、多国籍企業グループによるクロスボーダー双方向人民元プーリング業務における純流入額に対して上限管理<sup>1</sup>を実行しています。

一方、クロスボーダー人民元資金の純流出額については、当面限度額を設定しないとしています。

<sup>1</sup> 「クロスボーダー人民元資金の純流入額上限＝プーリング計上所有者権益×マクロプルーデンス政策係数」マクロプルーデンス政策係数の初期値は0.1とし、人民銀行はマクロ経済の情勢および信用貸付コントロール等の必要に基づき動的に調整を行う。

## 6. 実務の状況

筆者が調査したところ、自貿区 22 号通達に基づき、上海の会社が、グループ内のクロスボーダー人民元資金プーリング業務を行った例がありました。また、広東省において、324 号通達に基づき、決済銀行との間でクロスボーダー人民元資金の集中運営に関する合意書を締結した企業がありました。また、324 号通達に基づき、実際に中国国外の子会社から国内の親会社への人民元資金の移動を行った例も登場しています。

## Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横井 傑

### 最新中国法令の解説

#### <クロスボーダー人民元資金管理>

中国人民銀行による多国籍企業グループが実施するクロスボーダー人民元資金集中運營業務に関する事項についての通知

[ポイント] 中国(上海)自由貿易試験区においては、2014年2月から、上海自貿区に所属する企業を幹事としたクロスボーダー双方向人民元プーリングやクロスボーダー人民元集中決済が先行して認められているが(銀総部発[2014]22号)、本通知はこれを中国全土に拡大するものである。本通知は、上海自貿区の通知と比較すると、多国籍企業グループの範囲を資本比率により定義付けたこと、クロスボーダー双方向人民元プーリング業務を導入する場合、所在地決済銀行を通じて所在地の中国人民銀行への届出申請が必要であること、同業務の「参加企業」の売上等の条件が明確にされたこと、更にクロスボーダー資金流入の限度額が設定されたこと等において、全体として自貿区企業よりも厳しい管理が規定されている。

2014年11月2日公布、同日施行(中国人民銀行)

[原文] [中国人民银行关于跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜的通知](#)

#### <上海と香港市場の相互乗入制度>

中国人民銀行、中国証券監督管理委員会による上海及び香港株式市場における取引の相互連絡・流通制度試行に関する問題についての通知

[ポイント] 上海と香港市場の相互乗入制度(通称「滬港通」)は、本年11月17日から正式に開始されている。本通知は、当該開始にあたり、滬港通に使用する銀行口座業務の範囲と口座の入出金等について規定を行うものである。

2014年11月4日公布、同日施行(中国人民銀行、中国証券監督管理委員会)

[原文] [中国人民银行、中国证券监督管理委员会关于沪港股票市场交易互联互通机制试点有关问题的通知](#)

#### <仲裁>

中国国際經濟貿易仲裁委員会仲裁規則

[ポイント] 中国国際經濟貿易仲裁委員会(CIETAC)は、2012年以来、2年ぶりに仲裁規則の改定を行った(施行日は2015年1月1日)。新仲裁規則では、緊急仲裁員手続という仲裁庭組成前の保全措置を新たに規定したほか、2012年9月に設立されたCIETAC香港仲裁センターに対応した特別な規定が盛り込まれ、また簡易手続の適用拡大(紛争金額:200万元→500万元)、多元的な仲裁手続の拡大(複数の契約に係る仲裁の同一手続での処理、仲裁当事者の追加、併合手続の拡大)等が規定された。

緊急仲裁員手続は、法律又は当事者の合意に基づき、仲裁庭が組成される前の保全手続を認めたものである。もっとも、現状、香港を除き、大陸では関連法令が整備されていないため、少なくとも当面は、当事者の合意がある場合にのみ認められる点に留意が必要である。

なお、本仲裁規則の改正については、次号のLawyer's Eyeにて詳細に取り上げる予定であるので併せて参照されたい。

2014年11月4日公布、2015年1月1日施行(中国国際貿易促進委員会、中国国際商会)

[原文] [中国国际经济贸易仲裁委员会仲裁规则](#)

◆[【上海自由貿易試驗区関連法令一覧】](#)

# 豆汁 中国 満腹

【北京っ子の証明 庶民から乾隆帝まで「豆汁」(ドウジャー)-】

弁護士 横井 傑

北京のグルメと言えば北京ダックが真先に思い浮かび、少し詳しくれば羊のしゃぶしゃぶ(涮羊肉)と続くかもしれない。では、その次は？と問われれば、筆者は、老北京小吃(ラオベイジン シャオチー)と続けたい。

老北京(ラオベイジン)とはオールド・ペキンを指し、小吃(シャオチー)とはちょっとした食べ物の意である。つまり昔ながらの北京下町メシのことで、そこには北京の歴史と北京っ子の生き活きとした生活の香りが詰まっている。老北京小吃(ラオベイジン シャオチー)は数えれば数百種類に上ると言われているが、あえて1つ挙げるならば豆汁(ドウジャー)を出さないわけにはいかないだろう。

豆汁(ドウジャー)とは、貧しい庶民から清王朝の乾隆帝までが愛してやまない北京っ子の北京っ子による北京っ子のための飲み物である。京劇の大スター梅蘭芳(メイランファン)も豆汁(ドウジャー)狂いで有名だ。作り方は至って簡単で、緑豆をすり潰した際に出る上澄み液を乳酸発酵させると出来上がる。発酵食品の多くがそうであるように、春雨やデンプンを作っていたときに出た緑豆の上澄み液を捨て忘れていたら偶然出来てしまったと言われている。



典型的な豆汁セット

昔は桶をかついだ売り子が街角を「豆汁～～！豆汁～～！」と売り歩いたそうだ。「そんなに美味しいの？」と問われると、正直な話十人中9.9999人が見たくもないと答える。酸っぱいすえた臭いがする生暖かい泥水を誰がどうして美味しいといえようか。そう。豆汁(ドウジャー)は、見た目も匂いも非常に個性的なのだ。ところが、飲みつけると不思議な魔力があって、ずずっと口に含むと、酸味に加えてほのかな甘みが舌の上に広がり、鼻腔を独特のクセのある風味が駆け上がる。慣れるとこれがたまらなのである。

ちなみに中国語に堪能な方は、豆浆(ドウジャン、豆乳)と勘違いすることがあるが全くの別物なのでご用心いただきたい。

豆汁(ドウジャー)に付きものの有名な笑い話がある。北京っ子とよそ者を見分ける方法は簡単で、豆汁(ドウジャー)を飲ませてみて、ぐっと飲み干して二杯目を注文するのが北京っ子で、一口で吐き捨てて「これ腐ってますよ！！」というのがよそ者らしい。もともと、最近では北京っ子でも若者は飲まないのも、今では飲み干せるのは一部の老北京人ぐらいかもしれない。

筆者もぶらりと店に入ってオーダーすると、また変なやつが間違えて頼んでらと冷ややかな目で見られる。相席したおっちゃんから「お前本当に飲めるのか？」と聞かれたこともある。ところが「大好きだ」と答えて飲み干してみせると、お前は変なやつだと途端に相好を崩して、会話がはずみはじめる。北京っ子のアイデンティティ。それが豆汁(ドウジャー)なのである。



筆者が北京一美味しいと思う老舗磁器口豆汁店。



乳酸発酵由来のぶくぶくとした泡が見て取れる。



焦圈という天かすリングと咸菜という漬物をあわせて食べる。

## TOPICS

◆当事務所のパートナー、森脇章弁護士、大河内亮弁護士が、2014年11月11日 および11月13日に、「二大新興国(中国・インド)の競争法実務～近時の事例を踏まえて～」と題するセミナーを当事務所にて開催しました。中国およびインドにおける最近の競争法関連の事案を検討し、調査を受けた場合の対応、リエンシーの実務などについて概説しました。

◆当事務所パートナーで上海オフィス首席代表である森脇章弁護士が、2014年11月14日付で、上海国際仲裁委員会(上海国際仲裁センター)(Shanghai International Economic and Trade Arbitration Commission (Shanghai International Arbitration Center) の仲裁人名簿に登録される弁護士として選出されたことが発表されました。新しい仲裁人名簿は本年12月1日より施行されています。

<http://www.shiac.org/English/NewsDetails.aspx?tid=7&nid=818>

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章([akira.moriwaki@amt-law.com](mailto:akira.moriwaki@amt-law.com))、中川 裕茂([hiroshige.nakagawa@amt-law.com](mailto:hiroshige.nakagawa@amt-law.com))又は若林 耕([ko.wakabayashi@amt-law.com](mailto:ko.wakabayashi@amt-law.com))までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、[china-newsletter@amt-law2.com](mailto:china-newsletter@amt-law2.com)までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	横井 傑	若林 耕
若林 耕	李 加弟	濱本 浩平
楽 楽	李 彬	詹 新平
屠 錦寧	安 然	
呉 暁青		

## CONTACT INFORMATION



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目2番7号  
赤坂Kタワー  
Tel: 03-6888-1000(代表)  
Email: [inquiry@amt-law.com](mailto:inquiry@amt-law.com)  
URL: <http://www.amt-law.com/>



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003  
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番20号  
名古屋三井ビルディング新館13階  
Tel: 052-533-4770(代表)  
Email: [nagoya@amt-law.com](mailto:nagoya@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路5号  
北京發展大廈809室  
郵編100004  
Tel: +86-10-6590-9060(代表)  
Email: [beijing@amt-law.com](mailto:beijing@amt-law.com)



### 日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区  
世紀大道100号 上海環球金融中心40階  
郵編200120  
Tel: +86-21-6160-2311(代表)  
Email: [shanghai@amt-law.com](mailto:shanghai@amt-law.com)



### アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619  
Tel: +65-6645-1000(代表)  
Email: [singapore@amt-law.com](mailto:singapore@amt-law.com)